

診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書 (概要)

1. 教育内容及び総単位数の見直しについて

国民の医療へのニーズの増大と多様化等、診療放射線技師を取り巻く環境の変化に対応するため、学校養成施設の教育内容の見直しや臨床実習の充実等により質の高い診療放射線技師を育成することを目的として、教育内容を見直すと同時に、総単位数を以下のとおり見直す。

95単位以上から102単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

- ・ 実践臨床画像学（新設、2単位）
- ・ 臨床実習（2単位増）
- ・ 診療画像技術学・臨床画像学（教育内容変更、1単位増）
- ・ 放射線治療技術学、医療安全管理学（1単位増） など

2. 専任教員の見直しについて

専任教員は、総単位数の見直しに伴う人数として見直す。

[見直し内容]

- ・ 専任教員の数は、免許を受けた後5年以上法第2条第2項に規定する業務を業として行った診療放射線技師を1名追加して7名とする。
- ・ 診療放射線技師等である専任教員のうち4人以上は、免許を受けた後5年以上法第2条第2項に規定する業務等を業として行った診療放射線技師であることとする。

3. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習施設の要件

臨床実習施設の要件を以下のとおり見直し、養成施設は一定の要件を満たす診療放射線技師が配置されていることが望ましい等の努力規定を追加する。

(臨床実習施設の要件)

- ・臨床実習は、病院等で10単位以上行うこととする。
- ・教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましいとする。

(2) 臨床実習の方法

臨床実習の方法は、実施に当たる遵守事項を設け、臨床実習前の学生に対する実技試験を含む評価を必須とする。

(3) 臨床実習指導者の要件

実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者とする。

(4) 臨床実習指導者講習会について

基準は厚生労働省の定める内容とし、新カリキュラムが適用されるまでの間に次の講習会を修了した者については、臨床実習指導者講習会を修了した者とみなす。

- ・公益財団法人医療研修推進財団が実施する診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会

4. その他について

(1) 養成施設において備える必要がある備品等

現状にあわせて、養成施設において備える必要がある備品等を見直す。

(2) 適用時期、経過措置

2022年4月の入学生から適用